



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

885	令和6年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(税務課).....	1
886	形質変更時要届出区域の指定	(環境管理課).....	3
887	指定自立支援医療機関の指定	(こころの健康推進課).....	3
888	〃	(〃).....	4
889	九度山町安田島土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	4
890	道路の区域変更	(道路保全課).....	5
891	道路の供用開始	(〃).....	5
892	道路の区域変更	(〃).....	5
893	道路の供用開始	(〃).....	6
894	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課).....	6
895	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃).....	6
896	道路の位置の指定	(都市政策課).....	7

○ 公安委員会告示

43	駐車監視員資格者講習の実施	7
----	---------------	-------	---

告 示

和歌山県告示第885号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、令和6年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和6年9月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和6年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託

(2) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、令和6年9月27日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する入札参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) 次のア又はイのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 入札公告の日から過去5年の間に、当該一般競争入札に付する業務と同種の契約実績を有する者であること。

(8) 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条に規定する法務大臣の許可を受け、かつ、同法第12条ただし書に規定する法務大臣の承認を受けている者であること。

(9) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第2条第3項に規定する探偵業者であること。

(10) 全国的な規模で支店又は支社を有する者であること。

3 一般競争入札資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 登記事項証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

ウ 直近2年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の写し）

エ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税並びに消費税及び地方消費税

（イ）県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）全税目

オ 役員等に関する調書

カ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

キ 誓約書

ク 2の（7）に規定する契約実績を証する書類の写し及びその業務内容の分かる仕様書等の資料

ケ 2の（8）から（10）までの事実を確認できる書類の写し

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、（1）のイ、ウ、エ（イ）、オ及びカに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア及びオからキまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和6年9月27日（金）から同年10月11日（金）までの和歌山県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和6年10月8日（火）午後5時30分までの間に和歌山県総務部総務管理局税務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 一般競争入札資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

(1) 令和6年9月27日（金）から同年10月11日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

(2) 郵送により一般競争入札資格審査申請書類を提出する場合は、書留郵便で令和6年10月11日（金）午後1時まで、和歌山県総務部総務管理局税務課へ必着するように行わなければならない。

5 一般競争入札資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部総務管理局税務課
 和歌山市小松原通一丁目1番地
 和歌山県庁本館2階
 郵便番号 640-8585
 電話番号 073-441-2183
 ファクシミリ番号 073-423-1192
 電子メールアドレス e0105001@pref.wakayama.lg.jp

6 一般競争入札資格審査の結果の通知

一般競争入札資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を令和6年10月18日（金）までに郵送により送付する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第886号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、同条第2項に規定する形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和6年9月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 形質変更時要届出区域

御坊市藤田町藤井字中垣内2255番1の一部、同市藤田町藤井字経塚2260番1の一部並びに同市藤田町藤井字菰原2015番2、同市藤田町藤井字中垣内2255番1及び同市藤田町藤井字経塚2260番1に接する里道及び水路の一部（別図のとおり）

2 形質変更時要届出区域において、土壤の汚染状態が土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質及び同条第2項の基準に適合しない特定有害物質の種類

基 準	特定有害物質の種類
規則第31条第1項の基準	水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、 ^ひ 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
規則第31条第2項の基準	鉛及びその化合物

（別図は、省略し、その図面を和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び御坊保健所衛生環境課並びに御坊市市民福祉部環境衛生課に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第887号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の

規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年9月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社SORUKKA	有田郡有田川町大字下津野850番地1	訪問看護ステーションひかり和歌 山北	令和 6.9.1

和歌山県告示第888号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年9月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
津田小児科	和歌山市六十谷374-1	津田祐子	令和 6.9.9

和歌山県告示第889号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、九度山町安田島土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和6年9月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 退任した役員（令和6年3月31日退任）

職名	氏 名	住 所
理事	中西章	伊都郡九度山町大字九度山1336番地
理事	中野徳一	橋本市学文路256番地の4
理事	諏訪善治	伊都郡九度山町大字九度山1670番地
理事	藤井栄太郎	伊都郡九度山町大字入郷178番地
理事	狭間義弘	伊都郡九度山町大字慈尊院17番地
理事	川口三男	伊都郡九度山町大字中古沢400番地
理事	松山豊	伊都郡九度山町大字九度山1394番地
理事	山本正一	伊都郡九度山町大字椎出18番地
理事	木澤豊	伊都郡九度山町大字九度山1331番地
理事	野口佐代	伊都郡九度山町大字九度山1503番地
監事	山本一郎	伊都郡九度山町大字九度山904番地の2
監事	岡健積	伊都郡九度山町大字九度山1354番地の2
監事	中谷誠男	伊都郡九度山町大字九度山1671番地の3

2 就任した役員（令和6年4月1日就任）

職名	氏 名	住 所
理事	米澤正美	伊都郡九度山町大字九度山1453番地
理事	青木伸久	伊都郡九度山町大字九度山113番地の5
理事	木澤豊	伊都郡九度山町大字九度山1331番地
理事	道浦幸子	伊都郡九度山町大字下古沢225番地

理事 田中和代 伊都郡九度山町大字九度山1392番地の2
 理事 大谷耕市 伊都郡九度山町大字九度山1481番地
 理事 道上茂司 伊都郡九度山町大字椎出850番地
 理事 海堀善照 伊都郡九度山町大字入郷608番地
 理事 松浦宏明 伊都郡九度山町大字九度山892番地
 理事 藤澤昌隆 伊都郡九度山町大字慈尊院45番地
 監事 山本一郎 伊都郡九度山町大字九度山904番地の2
 監事 海堀吾郎 伊都郡九度山町大字九度山1141番地
 監事 松山嘉幸 伊都郡九度山町大字九度山1628番地

和歌山県告示第890号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年9月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那智勝浦本宮線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字中里字上地328番1地先から同町大字中里字上地329番3地先まで	旧	8.76 } 9.50	29.96	
同上	新	8.76 } 9.58	29.96	

和歌山県告示第891号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年9月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 那智勝浦本宮線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字中里字上地328番1地先から同町大字中里字上地329番3地先まで

で

供用開始の期日 令和6年9月27日

和歌山県告示第892号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年9月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長井古座線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字中里字 上地328番1地先から同町大字中 里字上地332番1地先まで	旧	5.25 } 5.44	46.97	
同上	新	9.95 } 11.96	46.97	

和歌山県告示第893号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年9月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 長井古座線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字中里字上地328番1地先から同町大字中里字上地332番1地先まで

供用開始の期日 令和6年9月27日

和歌山県告示第894号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、令和元年6月25日付け和歌山県告示第190号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和6年9月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
佐本中（1）（I-4504）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第895号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年9月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
佐本中（1）（I-4504）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図書のとおり
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第896号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年9月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3681	有田郡有田川町大字野田字高廣116番1の一部、116番2の一部、里道	有田郡有田川町大字野田430番地1 株式会社大橋建築 代表取締役 大橋治紀	令和 6.9.11	4.80 6.00	10.79 39.46

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第43号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施する。

令和6年9月27日

和歌山県公安委員会委員長 竹 田 純 久

- 1 駐車監視員資格者講習の実施日時、実施場所及び受講定員

(1) 実施日時

講 習 1 日 目	令和6年11月28日（木）午前9時30分から午後6時まで （受付時間 午前9時から午前9時30分まで）
講 習 2 日 目	令和6年11月29日（金）午前9時30分から午後6時まで （受付時間 午前9時から午前9時30分まで）
修 了 考 査	令和6年12月6日（金）午前9時30分から午前10時30分まで （受付時間 午前9時から午前9時20分まで）

(2) 実施場所

和歌山市西1番地

交通センター1階 更新時講習室②

(3) 受講定員

8人

2 受講手続に関する事項

(1) 申込みの方法

駐車監視員資格者講習を受講しようとする者（以下「申込者」という。）は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を（3）に掲げる提出先を経由して和歌山県公安委員会に提出するものとする。

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書（写真（受講の申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。以下同じ。）を貼付したものに限る。）

イ 駐車監視員資格者講習受講票（写真を貼付したものに限る。以下「受講票」という。）

ウ 運転免許証等申込者が本人であることを証するものの写し

(2) 手続の流れ

ア 申込者は、申込書等を提出した後、駐車監視員資格者講習の実施日時、実施場所等を記載した駐車監視員資格者講習指定書（以下「講習指定書」という。）及び駐車監視員資格者講習手数料納付書（以下「納付書」という。）を受け取る。

イ 駐車監視員資格者講習の1日目の講習実施場所の受付において、講習手数料の額に相当する和歌山県証紙を貼付した納付書により講習手数料を納付し、講習指定書を提出した上で受講票を受け取る。

(3) 申込書等の提出先

ア 申込者が和歌山県内に住所地を有する者の場合

申込者の住所地を管轄する警察署交通課

イ 申込者が和歌山県外に住所地を有する者の場合

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

(4) 申込書等の提出時期

令和6年9月27日（金）から同年10月31日（木）までの間（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(5) 講習手数料

ア 講習手数料の額は、20,000円とする。

イ 現金での納付は、受け付けない。

3 留意事項

(1) 郵送による申込みは、受け付けない。

(2) 受講定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(3) 駐車監視員資格者講習を2日間受講し、修了考査を受け、合格した者に対して、駐車監視員資格者講習修了証明書を郵送する。

4 問合せ先等

(1) 問合せ先

和歌山市西1番地 交通センター内

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

電話番号 073-473-0356

(2) 駐車監視員資格者講習受講申込書、受講票及び納付書の備付場所

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター及び和歌山県内の各警察署交通課